から当該年度の十二月までの各月末における被保険者の数の合計数を十二で除した数をいう。以下この条において同じ。）を乗じて得た額

調整対象需要額から第四条第一項第二号及び第三号に掲げる額を控除して得た額 / 当該都道府県の平均被保険者数 ×0.374531502

ロ　当該都道府県の賦課期日（法第七十六条の二に規定する賦課期日をいう。以下この条において同じ。）における被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（施行令第二十九条の七第二項第四号に規定する基礎控除後の総所得金額等をいう。以下同じ。）の合計額に、次の式により算定した率（小数点以下第十三位未満は四捨五入するものとし、〇・〇九一四五一三五三七五三五を超える場合は〇・〇九一四五一三五三七五三五とする。以下「基礎賦課基準応能割率」という。）を乗じて得た額

調整対象需要額から第四条第一項第二号及び第三号に掲げる額を控除して得た額 / 当該都道府県の平均被保険者数 ×0.000000708184 1

二　次に掲げる額の合算額

イ　一万千九百七十九円八十四銭に、当該都道府県の平均被保険者数を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。）

ロ　〇・〇二三〇〇九一一二一九三に、当該都道府県の賦課期日における被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。）

三　次に掲げる額の合算額

イ　一万五千六十五円九十四銭に、当該都道府県の当該年度の前年度の一月から当該年度の十二月までの各月末における国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第九条第二号に規定する被保険者（以下「介護納付金賦課被保険者」という。）であるものの数の合計数を十二で除した数を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。）

ロ　〇・〇二〇九二五四一六八三三に、当該都道府県の賦課期日における介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。）

2　当該都道府県の基礎賦課基準応益割額に賦課期日にその世帯に属する被保険者の数を乗じて得た額とこの項の規定による控除をする前の当該世帯に属する被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額に当該都道府県の基礎賦課基準応能割率を乗じて得た額との合計額が六十三万円を超える世帯があるときは、前項第一号ロにおける基礎控除後の総所得金額等の計算上、当該世帯ごとに次の式により算定した額の合計額を、控除するものとする。

（当該世帯に属する被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額）－ 630,000円－（当該都道府県の基礎賦課基準応益割額 / 当該都道府県の基礎賦課基準応能割率）×（賦課期日に当該世帯に属する被保険者の数）

から当該年度の十二月までの各月末における被保険者の数の合計数を十二で除した数をいう。以下この条において同じ。）を乗じて得た額

調整対象需要額から第四条第一項第二号及び第三号に掲げる額を控除して得た額 / 当該都道府県の平均被保険者数 ×0.375127426

ロ　当該都道府県の賦課期日（法第七十六条の二に規定する賦課期日をいう。以下この条において同じ。）における被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（施行令第二十九条の七第二項第四号に規定する基礎控除後の総所得金額等をいう。以下同じ。）の合計額に、次の式により算定した率（小数点以下第十三位未満は四捨五入するものとし、〇・〇八六五〇一六七二一〇〇九を超える場合は〇・〇八六五〇一六七二一〇〇九とする。以下「基礎賦課基準応能割率」という。）を乗じて得た額

調整対象需要額から第四条第一項第二号及び第三号に掲げる額を控除して得た額 / 当該都道府県の平均被保険者数 ×0.000000700378 7

二　次に掲げる額の合算額

イ　一万千九百六十五円六十二銭に、当該都道府県の平均被保険者数を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。）

ロ　〇・〇二二五八八二一〇九三八に、当該都道府県の賦課期日における被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。）

三　次に掲げる額の合算額

イ　一万四千三百九十九円〇〇銭に、当該都道府県の当該年度の前年度の一月から当該年度の十二月までの各月末における国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第九条第二号に規定する被保険者（以下「介護納付金賦課被保険者」という。）であるものの数の合計数を十二で除した数を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。）

ロ　〇・〇一九三一七二〇四一一一に、当該都道府県の賦課期日における介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。）

2　当該都道府県の基礎賦課基準応益割額に賦課期日にその世帯に属する被保険者の数を乗じて得た額とこの項の規定による控除をする前の当該世帯に属する被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額に当該都道府県の基礎賦課基準応能割率を乗じて得た額との合計額が六十三万円を超える世帯があるときは、前項第一号ロにおける基礎控除後の総所得金額等の計算上、当該世帯ごとに次の式により算定した額の合計額を、控除するものとする。

（当該世帯に属する被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額）－ 630,000円－（当該都道府県の基礎賦課基準応益割額 / 当該都道府県の基礎賦課基準応能割率）×（賦課期日に当該世帯に属する被保険者の数）